

須崎市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定により、令和6年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和7年12月19日

須崎市監査委員 畠 中 健 治

須崎市監査委員 山 本 啓 介

(令和 7 年 実施)

令和 6 年度
財政援助団体及び指定管理者
監査結果報告

須崎市監査委員

目 次

第1 財政援助団体監査結果報告書	1
I 監査の概要	1
II 監査の結果並びに意見	2
団体名 1: 有限会社 高知アイス	3
第2 指定管理者監査結果報告書	5
I 監査の概要	5
II 監査の結果並びに意見	6
指定管理者 1: 株式会社 ロゴスコーポレーション	7

第1 財政援助団体監査結果報告書

I 監査の概要

1. 監査を実施した監査委員

畠 中 健 治

山 本 啓 介

2. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体監査

3. 監査の対象

令和6年度に須崎市が補助金、交付金等の財政的援助を与えていたる団体の出納その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るもののが執行状況について次の団体等を監査の対象とした。

なお、監査の対象は事前に複数の財政援助団体を抽出し、所管課並びに関係団体に対してチェック・シートによる予備調査を実施した上で決定したものである。

財政援助団体（補助金交付団体）

No	団体名等	補 助 金 の 名 称
1	有限会社 高知アイス	企業等立地促進奨励金 新規雇用奨励金

4. 監査の範囲

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行状況

5. 監査の期間

令和7年7月28日から令和7年10月2日まで

6. 監査の方法及び着眼点

監査の実施に当たっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかについて、財政援助団体及び所管課から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査、並びにそれぞれの関係者及び関係職員から説明を求め、質疑を行うとともに、必要に応じて現地に出向く等して監査を実施した。

(1) 【所管課】

- ア 補助金等の交付決定は、法令等に適合しているか。
- イ 補助金等の交付目的及び対象事業の内容は明確なもので、公益上の必要性が認められるか。
- ウ 補助金等に関する条件の内容は明確なものか。
- エ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正なものか。
- オ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等に基づいているか。
- カ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- キ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

(2) 【財政援助団体】

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 補助金等に係る収支の会計処理は適正か。
- カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還（貸付金については、元利金の償還）時期等は適切か。
- ク 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

II 監査の結果並びに意見

監査した結果、財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

団体名 1 : 有限会社 高知アイス

1 補助金の概要

- (1) 補助金の名称 企業等立地促進奨励金
新規雇用奨励金
- (2) 事業名 有限会社 高知アイス 新工場新築工事
- (3) 補助金交付額 21,950,000円
- (4) 所管課 元気創造課

2 補助金の目的

本市の企業誘致のために必要な措置を講ずることにより、雇用の促進及び産業の活性化を図り、もって市勢の進展に寄与すること。

3 補助事業の内容

当市に事業所立地を行う事業者を、審査会を経て誘致企業者として指定し、誘致企業者が立地に際して負担した投下固定資産額に対して、20%または15%の立地奨励金を交付する。また、雇用奨励金として、市内新規雇用従業者1人につき50万円とし、10人を上限として、事業開始時1回限り交付する。

4 補助金の経理

補助金は、次表のとおり収入されていた。

完了払い	令和6年11月21日	21,950,000円		

5 補助対象事業の決算状況

補助対象事業の決算状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

収 入	金 額	支 出	金 額
市補助金 (立地奨励金)	19,450,000	家屋	86,963,000
借入金	47,827,000	償却資産	4,432,000
その他 (国補助金)	30,000,000	環境整備	5,882,000
市補助金 (雇用奨励金)	2,500,000	給与等 (50万円×5人雇用)	2,500,000
合 計	99,777,000	合 計	99,777,000

6 補助金の使途

事業費補助金は、須崎市企業等誘致促進事業費(立地奨励金)として投下固定資産額の20%を交付し、浦ノ内東分の新工場建築費等に充てられた。また、(雇用奨励金)として、1人当たり50万円を5名分交付した。

当補助金が補助対象以外に充当された事実は見受けられなかった。

7 監査の結果並びに意見

交付申請書、事業計画書、収支予算書、事業実績報告書、収支清算書及び補助金の出納に関する収支関係証拠書類を調査したところ、補助金に係る収支の会計経理など、出納その他の事務は、適正に執行されているものと認められた。

第2 指定管理者監査結果報告書

I 監査の概要

1. 監査を実施した監査委員

畠 中 健 治
山 本 啓 介

2. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による指定管理者監査

3. 監査の対象

指定管理者

No	公の施設名	指定管理者	所管課
1	須崎市野外体験施設	株式会社 ロゴスコーポレーション	文化スポーツ・観光課

4. 監査の範囲

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの公の施設の管理、会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行状況

5. 監査の期間

令和7年7月28日から令和7年10月1日まで

6. 監査の方法及び着眼点

監査の実施に当たっては、事前に所管課に対するチェック・シートを使用した予備調査を事前に行うとともに、監査対象に示した公の施設の所管課及び指定管理者から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査、並びに現地調査及びそれぞれの関係者、関係職員から説明を受け、質疑を行うなかで監査を実施した。

(1) 【所管課】

- ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- イ 指定管理者の指定は、適正かつ公正に行われているか。
- ウ 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
- エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- カ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- キ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。

(2) 【指定管理者】

- ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用促進のための努力はなされているか。
- エ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。
また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- オ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。
また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- カ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

II 監査の結果並びに意見

監査した結果、指定管理に係る出納その他の事務の執行状況については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

指定管理者1：株式会社 ロゴスコーポレーション

1 施設の概要

名 称	須崎市野外体験施設
所 在 地	須崎市浦ノ内東分2251番地
施設概要	敷地面積 6,000m ²
	【管 理 棟】1棟：店舗、事務所
	【宿 泊 棟】4棟：コンテナハウス
	【ト イ レ 棟】1棟：男女トイレ
	【シャワー棟】1棟：男女更衣室、男女シャワー室 多目的トイレ、授乳・おむつ交換室
	【ゴミ置き場】1棟
	【テントサイト】19区画

2 指定管理の経過

平成15年9月に施行された地方自治法の改正により、公の施設の管理に指定管理者制度が導入された。

この制度の趣旨は、公の施設の管理運営に民間の活力を導入し、その設置目的の最大限の有効活用を図り、より柔軟で質の高い市民サービスを提供するとともに、競争原理によるコストの削減を図ることである。

当施設の管理は、指定管理者制度を導入している。施設の性格、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するために、アウトドアを生かした地域活性化を図る目的で包括連携協定を締結しており、その目的を達成できるのは、株式会社 ロゴスコーポレーションのみと考え、指定管理者としている。

○ 指定管理者選定等の経緯

令和 4年 3月17日 令和4年3月市議会定例会において、須崎市野外体験施設の指定管理者として、株式会社 ロゴスコーポレーションに指定する議案を原案可決

令和 4年 4月 1日 指定管理に関する協定の締結

協定期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日

3 市と指定管理者との協定等の主な内容

(1) 協定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。
(協定第5条)

(2) 管理運営業務の内容は、指定管理者仕様書に定めたとおりとする。
(協定第7条)

主な内容

- ・自主事業に関する業務
- ・施設の利用に関する業務
- ・施設等の維持管理に関する業務
- ・管理運営業務に必要な体制の整備
- ・その他、施設の管理運営に関して必要と認める業務

(3) リスク分担について (協定第17条)

(4) 情報の管理 (協定第19条)

(5) 事業報告書の作成及び提出 (協定第22条)

(6) 管理運営業務の継続が困難となった場合の措置等 (協定第25条)

4 事業の概要

主な事業は、須崎市の豊かな自然をアウトドアを通して活かすことにより、地域に潤いと活性化をもたらすことを目的とし、本施設のアウトドア拠点としての機能を発揮し、市外等からの交流を積極的に推進するためのサービス向上に努め、施設の適正な管理運営を行うことである。

5 収支の状況

指定管理者である 株式会社 ロゴスコーポレーションの、令和6年度指定管理料の収入状況は、別表のとおりである。

指定管理料 8,551,900円

(単位:円)				
交付方法	収入年月日	収入金額	戻入年月日	戻入金額
概算払	令和6年4月30日	2,137,975		
	令和6年7月31日	2,137,975		
	令和6年10月31日	2,137,975		
	令和7年1月31日	2,137,975		

6 監査の結果並びに意見

須崎市野外体験施設の指定管理者である株式会社 ロゴスコーポレーション及び所管する文化スポーツ・観光課について監査を行った結果、協定書に係る施設の管理並びに仕様書に関連する業務の内容及び履行方法は、おおむね適正に執行されているものと認められた。